

(1) 授業科目の履修登録に関する内規（学則第21条）

（趣旨）

第1条 この内規は、聖学院大学学則第21条の規定における授業科目の履修登録（以下「履修登録」という）に関し、必要な事項を定める。

（履修登録の方法）

第2条 履修登録は原則として各学期の初めとする。

2 履修登録は次の手続きにより行う。

- (1) 履修しようとする科目について教務部委員会が定める期間内に、学科またはグループ・アドバイザーおよび演習担当者の指導助言をうけ、届け出る項目等に誤りがないようにしなければならない。
- (2) 各学期初めに当該学期に履修しようとする全ての科目を教務部委員会が定める時期に、所定の手続きにより教育支援課に提出する。
- 3 正当な理由がなく定められた期間内に上記各号の手続きを怠った場合、授業科目の履修を認めないものとする。

（履修に関する制限）

第3条 履修登録に際しては、次に掲げる制限単位を守らなければならない。

学部・学科名	履修上限単位
政治経済学部 政治経済学科	2 4
人文学部 欧米文化学科	
人文学部 日本文化学科	
人文学部 子ども教育学科	2 5
心理福祉学部 心理福祉学科	

- 2 前セメスターの GPAが2. 5以上の場合、次学期は、教務部長に願い出ることにより2単位多く履修することができる。
- 3 認定科目、卒業要件外の科目（教職課程・図書館情報学課程ほか一部の科目）は、第4条第1項の制限に含めない。

（授業科目の変更）

第4条 履修登録した授業科目の変更は、教務部委員会が定める時期に、所定の手続きにより教育支援課に提出する。

- 2 前項の手続きを怠った場合、履修登録した授業科目の変更は原則として認めない。ただし、卒業単位にかかわる等の理由があるときは、教務部長の承認を得て変更を認めることがある。

（履修の放棄）

第5条 履修登録した授業科目は原則として放棄できない。放棄したとみなされる場合にも、該当授業科目の評価をD評価またはX評価（不合格）とする。ただし、履修登録後やむを得ない理由で履修を放棄する場合は、教務部委員会が定める時期に所定の履修取消願を教育支援課に提出することにより、履修登録した授業科目の取消を認めるものとする。

（必修科目の履修）

第6条 必修科目の履修については教務部委員会が科目の曜日・時限を指定する。

- 2 卒業単位にかかわる再履修科目の履修により、指定された必修科目の曜日・時限の変更が必要となっ

たときは、速やかに教育支援課に届けて指導をうけ、教務部長の承認を受けなければならない。

(再履修)

第7条 単位を認定された授業科目の再履修は認めない。

(改廃手続)

第8条 本内規の改廃は教務部委員会及び大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

本内規は1988年4月1日から施行する。

改正、本内規は1996年4月1日から施行する。

改正、本内規は1999年4月1日から施行する。

改正、本内規は2002年4月1日から施行する。

附 則

この内規の改正（条文見出し、部署名変更による字句修正、第1条、第3条、第4条、第8条関係）は、2020年4月1日から施行する。）

(2) 単位認定に関する内規（学則第23条、第24条）

（趣旨）

第1条 この内規は、聖学院大学学則第23条、第24条及び第25条の規定における授業科目の履修後の単位認定に関し、必要な事項を定める。

（定期試験）

第2条 原則として年2回各学期末に定期試験を行う。

2 春学期又は秋学期で完結する科目については、当該学期の定期試験を単位認定試験とする。

3 1年間で完結する科目については、春学期の定期試験を中間試験とし、秋学期定期試験を学年末試験とし単位認定は前記2回の定期試験の結果により行う。ただし、科目によっては中間試験を行わず、学年末試験のみを行い、これをもって単位認定試験とすることがある。

（試験の方法）

第3条 定期試験を行わず、論文、レポート等により単位認定を行うことがある。

2 論文、レポート等を授業担当者また教務部委員会が定めた期日までに、正当な理由なく提出しないときは不合格とする。

（受験資格）

第4条 正当な理由なく学則第45条に定める期間内に学費を納付しない者及び授業出席が実授業数の3分の2に満たない者には、第2条、第3条の受験資格を与えない。

（成績評価基準）

第5条 成績の評価の基準は次のとおりとする。

- (1) S (90点～100点)
- (2) A (80点～89点)
- (3) B (70点～79点)
- (4) C (60点～69点)
- (5) D (~59点)
- (6) X (欠席)

2 S・A・B・Cを合格とし、D・Xは不合格とする。

（成績の通知）

第6条 成績は、卒業年次にあつては学期末に、その他各年次にあつては学期ごとのガイダンス時に通知する。

（追試験）

第7条 次の各号の理由により定期試験を欠席した者で、教務部委員会が定めた期間内に所定の試験欠席届及び追試験願を提出した者には、教務部長は追試験を許可する。

- (1) 傷病（医師の診断書を添付）
- (2) 2親等内の親族の死亡（死亡の事実を証明する書類を添付）
- (3) 災害
- (4) 交通機関の事故（交通機関の証明書を添付）
- (5) 就職試験（卒業年度に限る。受験先の受験証明書添付）
- (6) その他やむを得ない理由と教務部長が認めたとき

2 追試験の成績は減点されることがある。

（再試験）

第8条 卒業を予定していた学期において、卒業に必要な授業科目の単位を修得できなかった者が、次の各号に掲げる条件を全て満たすときは、その不足を補うのに必要な限度で、当該科目の再試験の受験を申請することができるものとする。ただし、当該科目を所管する学部（基礎総合教育部を含む。）又は学科が、当初より再試験を行わないこととしている科目については、この限りでない。

- (1) 卒業に不足する単位数が4単位以下であること

- (2) 当該科目の単位を修得すれば卒業要件を満たすこと
 - (3) 当該科目の単位認定学期が当該学期であること
 - (4) 当該科目についての当初の成績評価がDであったこと
- 2 再試験の受験の申請は、教務部委員会が定める期日までに、教務課において行うものとする。
 - 3 前項の申請に際しては、別に定める受験料を納付しなければならない。
 - 4 再試験の成績評価は、C又はDとする。

(遅刻)

第9条 試験開始後20分までの遅刻は、受験を認めることがある。ただし、授業担当者が受験を認めないときはその限りでない。

(退出)

第10条 試験開始後30分を経過し試験監督者が答案の提出を認めた場合、退出することができる。
(不正行為に対する処分)

第11条 試験においてカンニングその他の不正行為を行った者に対しては、「聖学院大学定期試験における不正行為懲戒内規」の規定に従い、直ちにその受験を中止させるとともに、停学、単位の不認定その他の厳正な処分を行う。

(改廃手続)

第12条 この内規の改廃は、教務部委員会及び大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

(1)本内規は1988年4月1日から施行する。

改正、本内規は1993年1月21日から施行する。

改正、本内規は1996年4月1日から施行する。

改正、本内規は2002年4月1日から施行する。

改正、本内規は2012年9月19日から施行する。

この内規の改正（名称、条文見出し、第1条、第8条、第11条、第12条関係）は、2015年7月9日から施行する。

この内規の改正（引用規程の名称変更による字句修正）は、2018年1月1日から施行する。